

第3次高槻市立認定こども園配置計画  
【令和7年度～令和11年度】

令和6年6月  
高槻市子ども未来部

## はじめに

本市では、増大する保育需要への対応とともに、就学前児童人口の減少、大幅な定員割れにより適切な集団規模が維持できない公立幼稚園の状況、昭和40～50年代に建築された公立施設の老朽化への対応、地域型保育事業を卒園する3歳児の受入枠の確保など、様々な課題に対し、質の高い幼児教育・保育を将来にわたって維持していくため、平成28年1月に附属機関である高槻市子ども・子育て会議への諮問を行い、その答申を踏まえ、同年9月に「高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針」を策定しました。

この基本方針では、次の4つの柱

- ① 公立施設の認定こども園への移行と1号認定子どもの3年保育の実施
- ② 公立施設を地域の核として整理・集約
- ③ 民間の積極的な活用
- ④ 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

を公立の就学前児童施設の在り方に関する方向性としています。

この基本方針を具体的なかたちで進めていくために、平成29年4月に「高槻市立認定こども園配置計画【平成30年度～令和2年度】」（以下「第1次配置計画」という。）を策定し、五領認定こども園や三箇牧認定こども園の統合整備をはじめ、公立幼稚園の園区制の廃止、清水幼稚園、磐手幼稚園、日吉台幼稚園、柳川保育所、芥川保育所の民営化による認定こども園化を実施しました。また、新たな就学前児童の拠点施設として高槻子ども未来館を開設し、高槻認定こども園の運営を開始するとともに、保育の担い手となる人材育成機能も整備しました。その他、地域型保育事業卒園児の受入枠確保を図るため、芥川・西大冠幼稚園に加えて、富田幼稚園でも就労支援型預かり保育を開始しました。

第1次配置計画の実施により、幼保連携型認定こども園は8施設増加し、2・3号子どもの定員数についても520人増加しました。こうした取組成果の総括を行うとともに、さらなる教育・保育環境の整備を進めるため、令和3年7月に「第2次高槻市立認定こども園配置計画【令和3年度～令和7年度】」（以下「第2次配置計画」という。）を策定し、富田保育所及び富田幼稚園の統合による認定こども園化や、公立施設における地域型保育事業の卒園児受入枠の確保等に向けて取り組んできました。

このたび、認定こども園配置数の基本的な考え方を発表したことにより、第2次配置計画に定めた取組内容についてすでに実施の目途が立ったことから、計画期間内に総括を行うとともに、公立幼稚園に対する需要の減少と保育需要の増加に速やかに対応すべく、新たな認定こども園化への取組を中心とした「第3次高槻市立認定こども園配置計画【令和7年度～令和11年度】」（以下「第3次配置計画」という。）を前倒しして策定しました。

## 目次

第1 就学前の子どもに対する教育・保育の基本理念と 目指す教育・保育環境	・ ・ ・ ・ ・ P 1
第2 幼保連携型認定こども園について	・ ・ ・ ・ ・ P 2
2-1 幼保連携型認定こども園の概要	・ ・ ・ ・ ・ P 2
2-2 公立の認定こども園で実施する教育・保育の内容	・ ・ ・ ・ ・ P 3
第3 第2次配置計画（令和3年度～令和7年度）に基づく取組の成果	・ ・ ・ ・ ・ P 5
3-1 第2次配置計画（令和3年度～令和7年度）の取組	・ ・ ・ ・ ・ P 5
3-2 第2次配置計画（令和3年度～令和7年度）の成果	・ ・ ・ ・ ・ P 7
第4 第3次配置計画（令和7年度～11年度）	・ ・ ・ ・ ・ P 8
4-1 公立幼稚園5園における3年保育の実施	・ ・ ・ ・ ・ P 8
4-2 阿武野幼稚園等の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 8
4-3 芥川幼稚園の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 8
4-4 松原幼稚園等の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-5 北清水幼稚園の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-6 磐手保育所の民営化及び認定こども園化	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-7 五百住幼稚園等の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-8 川西保育所の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-9 北昭和台保育所の認定こども園化（公立）	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-10 阿武野保育所の民営化及び認定こども園化	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4-11 その他公立施設の民営化計画の検討	・ ・ ・ ・ ・ P 10

### <言葉の定義>

新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。

**1号認定** 子どもが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園で教育を希望する場合

**2号認定** 子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所や認定こども園で保育を希望する場合

**3号認定** 子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所や認定こども園、地域型保育事業所で保育を希望する場合

本計画では、

1号認定の子どもを【1号子ども】、その保護者を【1号保護者】

2号認定の子どもを【2号子ども】、その保護者を【2号保護者】

3号認定の子どもを【3号子ども】、その保護者を【3号保護者】

と表記します。

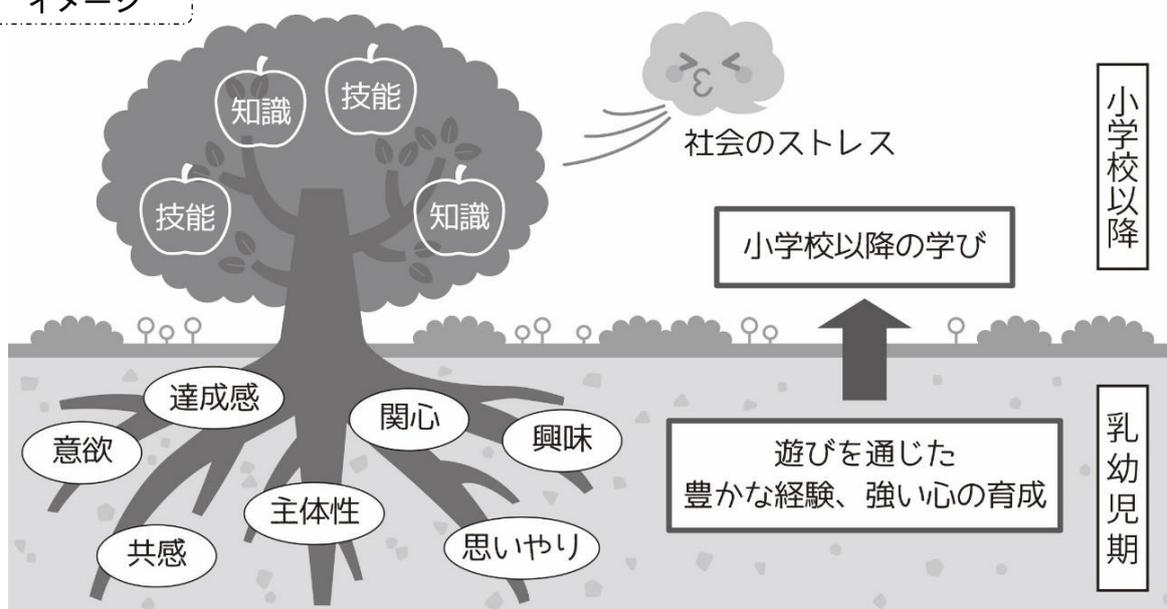
## 第1 就学前の子どもに対する教育・保育の基本理念と目指す教育・保育環境

乳幼児期は将来社会に出ていくための、すなわち生きていくための力を育む土台となる時期です。木に例えると根にあたり、しっかりと根を地面に根付かせるためには、より良く生きていくための『豊かな経験』やストレスを乗り越えるための『強い心』が必要です。いくら幹や葉にあたる知識や技能を身につけても、社会に出ると思い通りにいかない事も多く、少しの風（社会のストレス）にも耐え切れず倒れてしまいます。

豊かな経験と強い心は机に向かって座り、人から教えられて身につくものではありません。乳幼児期に自ら考え失敗や成功体験を繰り返し、多様な人と関わり様々な実体験をする中で、喜びや悔しさを経験し、共感などが身につきます。乳幼児期に豊かな経験をし、強い心を育むことが、小学校以降の学びにつながる土台となります。

本市のすべての子どもが、その土台をしっかりと形成できる教育・保育環境を整備していきます。

### イメージ



### ～本市が目指す教育・保育環境～

子ども達が喜んで通い、たくさんの友達と関わりながら育ちあえる環境

保護者の就労状況に関わらず、3歳以上の子どもの連続した育ちが保障できる環境

どの施設に通っても、小学校への円滑な接続ができる環境

保護者が教育・保育方針や立地環境などによる選択ができる環境

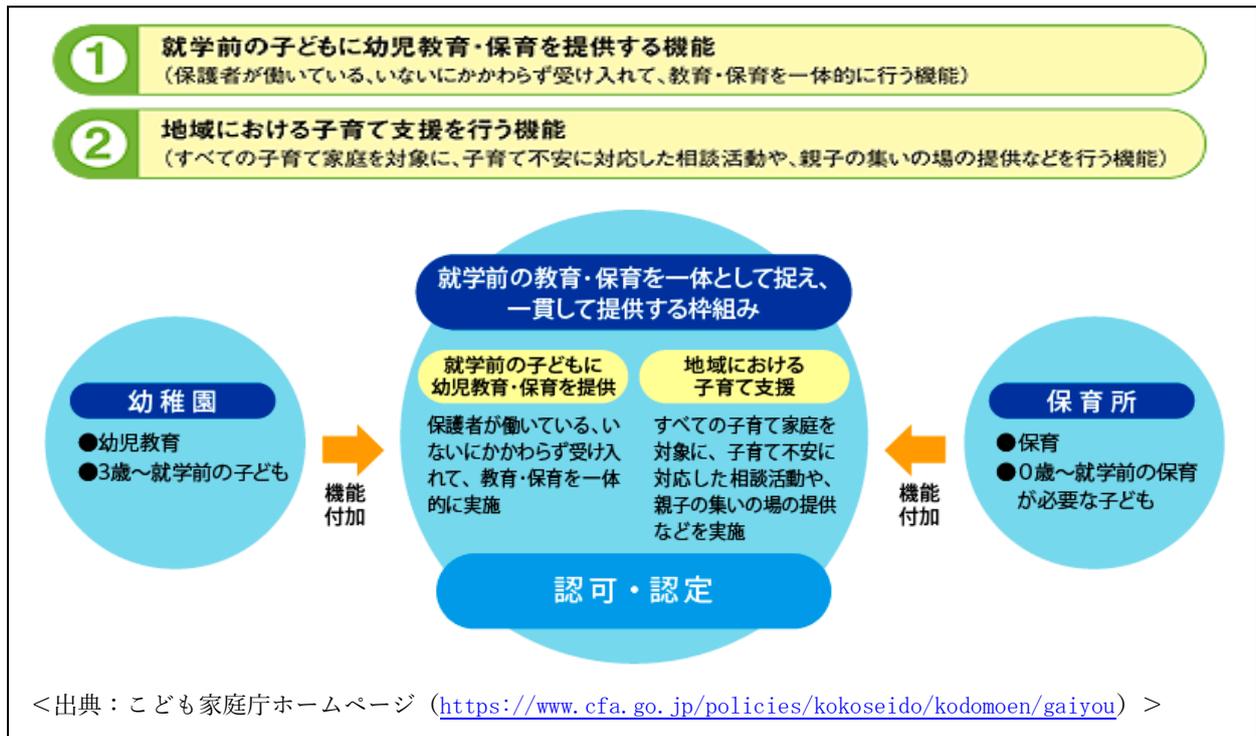
地域に開かれ、気軽に子育ての相談や園庭開放などに参加ができる環境

## 第2 幼保連携型認定こども園について

### 2-1 幼保連携型認定こども園の概要

幼保連携型認定こども園は、平成27年の新制度実施に伴う法改正により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として創設されました。このことにより、全国的に認定こども園の普及が進んでいます。

～認定こども園概要～



一方で、「認定こども園って最近よく聞くけど、保育所や幼稚園とどうちがうの?」「子どもにとって本当にいいの?」「制度がよく分からない」など、心配や不安の声があるのも事実です。

認定こども園には、次のような特長があります。

認定こども園では、3歳以上の子どもは保護者の就労の有無にかかわらず教育・保育を一緒に受けます。例えば、保育所では保護者が仕事を辞めた場合、子どもは保育所を退園する必要がありますが、認定こども園では、保護者の就労状況が変わった場合でも、通っている園を継続して利用でき、子どもの連続した育ちを保障することができます。

特に幼保連携型認定こども園は、保育所保育指針と幼稚園教育要領が一体となった幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、等しく教育・保育を受けられます。

認定こども園では、保育所や幼稚園という枠組みでは出会えなかった生活スタイルの異なる友達との触れ合いや関わりを通して、お互いを認め合い、そして自分らしく育つことができます。

子どもが育ち、保護者も育つ  
認定こども園

(1) 認定こども園で行う教育・保育

公立施設の保育者は、一人ひとりの子どもにしっかりと目を向け、子どもの人権、自尊感情を尊重することや、意欲的に遊び、達成感を感じられる環境づくりをすることを心がけ教育・保育に取り組んでいます。

認定こども園への移行後も、保育者は、子どもに丁寧に寄り添い、これまで培ってきた教育・保育を引継ぎながら、多様な生活スタイルの子どもが共に過ごすことの効果を活かして、子どもがお互いの経験を教えあうことで生まれる興味や関心を伸ばし、豊かな経験と強い心を身に付ける教育・保育を実施します。

公立の保育所・幼稚園での3・4・5歳児の教育・保育とは・・・

子ども自身が、それぞれの興味、関心のある遊びをみつけて、工夫し遊び込める、子ども主導型の「遊び選択制保育」による教育・保育を行っています。この遊び選択制保育を通して、『子どもの主体性、協調性、思いやり、秩序等、生きていく土台となる心の育ち』と『学校の学びにつながる数量、読み書きなどへの興味、関心を育む』教育・保育を行っています。

公立保育所での0・1・2歳児の保育とは・・・

月齢による発達差が大きい0・1・2歳児は、一人ひとりの発達をきめ細かく把握し援助するために「育児担当制保育」をしています。毎日決まった大人が同じ日課の中で育児に関わることで、子どもの発達を促す遊びを保障し、子どもと大人との愛着・信頼関係を築き情緒の安定を図っています。

(2) 3～5歳児の学級編制の方法について（異年齢児学級保育）

認定こども園では、3歳以上の園児は、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しますが、公立の認定こども園では、3～5歳児の異年齢児学級保育を実施します。

異年齢児学級保育は、年齢や学級を越えた自然な関わりが豊かになり、憧れや思いやりなどの心の育ちが生まれます。既に公立幼稚園で実施している異年齢児学級（4、5歳）の成果として、4歳児の意欲や5歳児の自己有用感の育ちが挙げられます。

今後、3歳児を含めた異年齢児学級保育を実施することで、年齢や成長の幅の広がりから憧れを感じる対象や自己有用感を感じる対象が広がり、さらなる成果へ繋がると考えています。また、初めて集団生活を経験する1号子どもの生活習慣の自立が早くなるという効果も期待できます。

(3) 給食の実施

認定こども園に移行する公立施設は、全ての子どもに対し給食を提供します。

給食提供は、発育に応じた適切な栄養を摂取することができ、保育者や友達と共に同じものを食べることで、一緒に食べる楽しさを味わい、好き嫌いを減らし、正しい食習慣を身に

付けることができます。様々な食経験を通して、食べることへの興味や関心を持ち、食べ物  
の大切さや感謝の気持ち、命の大切さへの気付きになります。

また、幼児期の給食経験が、小学校での給食をスムーズに進めることができると考えてい  
ます。

#### (4) 認定こども園の一日の生活 (例)

	7:30	8:45	9:00	12:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
<3~5歳児>										
1号子ども		登園	教育課程時間(1号子ども・2号子どもと一緒に活動を行う)		降園					
2号子ども	順次登園		学級活動(異年齢) 学年活動(同年齢)	給食・学級活動	午睡	おやつ・遊び・順次降園				閉園
<0~2歳児>	7:30	9:15	11:00	12:00		15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
3号子ども	順次登園	おやつ・遊び	給食	午睡		おやつ・遊び・順次降園				閉園

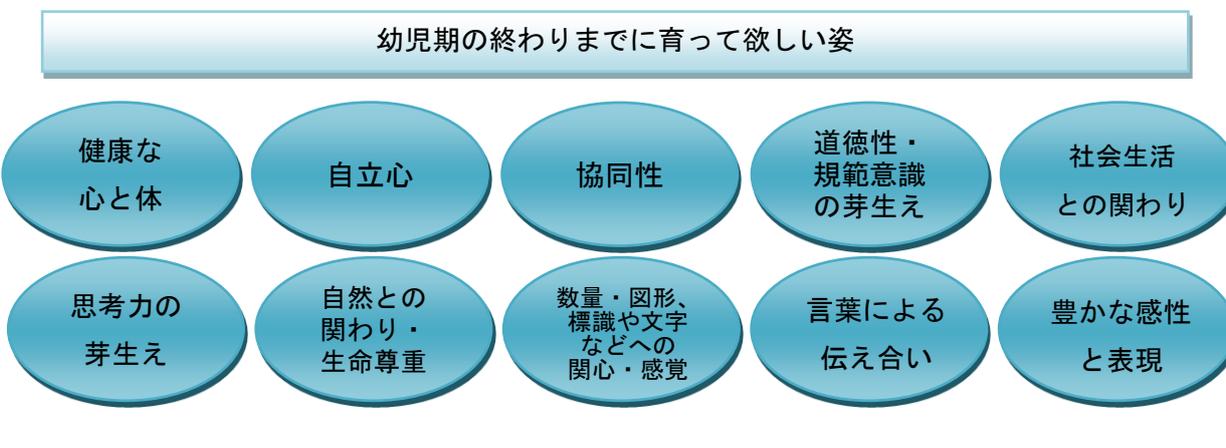
#### <参考>～幼児教育の重要性～

幼児教育は、近年、国内外において、その重要性に対する認識が高まっています。平成28年4月には、より効果的な研究活動を遂行するため、国立教育政策研究所内に幼児教育研究センターが設置されました。

また、平成30年4月には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針が改訂されました。

この中で、幼児教育において育みたい資質・能力は、小学校以降のいわゆる教科指導ではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、美しさを感じたり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることを通じて育むことが重要とされています。

そして今回新たに、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿として、5領域と言われる「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の内容等を踏まえ、特に5歳児の後半に、園の教育を通して幼児期に育つことが期待される心情、意欲、態度などを達成するために、教員が指導し幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理され、明確化されました。



### 第3 第2次配置計画（令和3年度～令和7年度）に基づく取組の成果

#### 3-1 第2次配置計画（令和3年度～令和7年度）の取組

第2次配置計画では、高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針に基づき、より良い教育・保育環境の整備に向けた具体的な施設整備計画として、以下のとおり取組みました。

	(年度)				
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
(1) 富田保育所の耐震化・認定こども園化					
┌ 測量・鑑定（現富田保育所用地）	実施	→			
└ 仮設園舎で認定こども園運営		.....	実施	→	
└ 新園舎で認定こども園運営		.....			実施予定
(2) 公立施設の地域型保育事業との連携	.....	実施	→		
(3) 認定こども園配置数の基本的な考え方の検討	.....		実施	→	

#### (1) 富田保育所の耐震化・認定こども園化 令和5年度運営開始

富田保育所と富田幼稚園を統合して認定こども園化するにあたり、市との連携協定に基づく公私連携の幼保連携型認定こども園として民営化することとし、将来にわたって地域との連携を継続できる団体として、高槻市社会福祉協議会を移管先に決定しました。続いて、富田幼稚園地内において園舎の改修及び増築による仮設園舎を整備し、令和5年度から富田認定こども園として運営を開始するとともに、富田保育所用地において令和6年1月に旧富田保育所の解体撤去を完了しました。令和6年度には旧富田保育所用地に新たに認定こども園舎を建築し、仮設園舎から新園舎に移行して令和7年4月から新園舎で運営を行う予定としています。



富田認定こども園（仮設園舎）



富田子育て支援センター

(2) 公立施設の地域型保育事業との連携 令和4年度実施

地域型保育事業を卒園する園児の受け皿として、公立保育所及び公立認定こども園における新3歳児の受入枠を地域型保育事業卒園児優先枠としました。なお、令和4年度は、経過措置として公立施設における新3歳児の受入枠のうち半数を優先枠とし、令和5年度以降は、新3歳児の受入枠のすべてを優先枠としています。

(3) 認定こども園配置数の基本的な考え方の検討 令和5年度実施

第2次高槻市子ども・子育て支援事業計画で定める市内6つの教育・保育提供区域ごとに、核となる認定こども園を1か所設置するとともに、区域の特性等に応じて公立施設を整理・集約を行い、令和5年12月に検討結果を発表しました。

区域	園の名称	方向性
第1区域	(仮称)川西認定こども園(0~5歳児)	川西保育所を認定こども園化
	(仮称)阿武野認定こども園(3~5歳児)	郡家幼稚園・土室幼稚園・ <b>阿武野幼稚園※</b> の3施設を統合
	【民間】(仮称)阿武野認定こども園(0~5歳児)	阿武野保育所を民間認定こども園化
第2区域	高槻認定こども園(0歳~5歳児)	平成31年4月から運営
	(仮称)芥川認定こども園(3歳~5歳児)	<b>芥川幼稚園※</b> を認定こども園化
	(仮称)北清水認定こども園(3歳~5歳児)	<b>北清水幼稚園※</b> を認定こども園化
	【民間】(仮称)磐手認定こども園(0歳~5歳児)	磐手保育所を民間認定こども園化
第3区域	(仮称)北昭和台認定こども園(0歳~5歳児)	北昭和台保育所を認定こども園化
	(仮称)五百住認定こども園(3歳~5歳児)	津之江幼稚園・ <b>五百住幼稚園※</b> ・玉川幼稚園の3施設を統合
	【民間】(仮称)如是認定こども園(0歳~5歳児)	如是保育所を民間認定こども園化
	【民間】(仮称)芝生認定こども園(0歳~5歳児)	芝生幼稚園・芝生保育所2施設を統合し、民間認定こども園化
第4区域	桜台認定こども園(0歳~5歳児)	平成24年4月から運営
	(仮称)松原認定こども園(3歳~5歳児)	高槻幼稚園・ <b>松原幼稚園※</b> の2施設を統合
	【民間】(仮称)大塚認定こども園(0歳~5歳児)	南大冠幼稚園・大塚保育所2施設を統合し、民間認定こども園化
	【民間】(仮称)春日認定こども園(0歳~5歳児)	西大冠幼稚園・春日保育所2施設を統合し、民間認定こども園化
第5区域	五領認定こども園(0歳~5歳児)	令和2年4月から運営
第6区域	三箇牧認定こども園(3歳~5歳児)	令和2年4月から運営

※印のついた5園においては、令和7年度から3年保育を実施します。

(参考)「第2次高槻市子ども・子育て支援事業計画」で定める教育・保育提供区域



第1区域—JR以北・芥川以西区域

第2区域—JR以北・芥川以東区域

第3区域—JR以南・芥川以西区域

第4区域—JR以南・芥川以東区域

第5区域—五領・上牧区域

第6区域—三箇牧・柱本区域

### 3-2 第2次配置計画（令和3年度～令和7年度）の成果

#### （1）2・3号子どもの定員数の増

富田保育所と富田幼稚園を統合し、令和5年度から富田認定こども園の運営が開始されたことにより、2・3号子どもの定員数が富田保育所における140人から富田認定こども園における152人へと12人増加しました。

#### （2）市の財政負担の軽減

富田保育所及び富田幼稚園における保育士等の人件費や施設の運営費について、民間認定こども園化したことにより、年間約100,243千円（事業費50,564千円、人件費49,679千円）の削減となりました。

#### （3）公立施設における耐震課題への対応の完了

公立幼稚園については平成27年度にすでに耐震整備を完了しており、公立保育所においても順次整備を進め、耐震課題のある公立施設は富田保育所を残すのみとなっていました。このたび、富田保育所の解体撤去が完了し、すでに令和5年度から富田幼稚園地内における仮設園舎での運営を開始し、令和7年度から富田保育所用地において新園舎での運営が予定されていることから、全ての公立就学前児童施設において耐震化を完了しました。

#### （4）地域型保育事業卒園児の受け皿の確保

公立保育所・認定こども園の新3歳児枠を地域型保育事業卒園児のための優先枠と設定したことにより、地域型保育事業に通所する多くの園児が卒園後に公立施設に入園し、引き続き保育サービスを受けられる体制が整備されました。

#### <公立施設における地域型保育事業卒園児を対象とした優先枠>

	新3歳児受入枠	地域型優先枠	優先枠内定数
令和4年4月	75	41	35
令和5年4月	79	79	69
令和6年4月	94	94	83

また、令和4年度より、地域型保育事業の保育内容を支援し、公立・民間ともに保育の質の向上を図ることを目的に、公立保育所において地域型保育事業の職員を対象とした公開保育及び研修を実施しています。

#### （5）次期配置計画（本計画）策定の前倒しによる認定こども園化の推進

第2次配置計画（令和3年度～7年度）において取り組むこととされた「富田保育所の耐震化・認定こども園化」「公立施設の地域型保育事業との連携」「認定こども園配置数の基本的な考え方の検討」について、一定の目途が立ったことから次期計画を1年前倒しし、令和7年度から5つの公立幼稚園において3年保育を実施することをはじめとして、保育の受け皿の確保と質の向上を目指し、公立保育所及び公立幼稚園のさらなる認定こども園化を推進していきます。

## 第4 第3次配置計画（令和7年度～令和11年度）

第3次配置計画の策定にあたっては、高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針に基づき、より良い教育・保育環境の整備に向けて、以下のとおり優先して実行すべき内容について定め、取組を進めていきます。

（年度）

	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
(1)公立幼稚園5園における3年保育の実施	→				
(2)阿武野幼稚園等の認定こども園化(公立)	.....	→			
(3)芥川幼稚園の認定こども園化(公立)	.....	→			
(4)松原幼稚園等の認定こども園化(公立)	.....	→			
(5)北清水幼稚園の認定こども園化(公立)	.....	→			
(6)磐手保育所の民営化及び認定こども園化	.....	→			
(7)五百住幼稚園等の認定こども園化(公立)	.....	.....	→		
(8)川西保育所の認定こども園化(公立)	.....	.....	→		
(9)北昭和台保育所の認定こども園化(公立)	.....	.....	→		
(10)阿武野保育所の民営化及び認定こども園化	.....	.....	→		
(11)その他公立施設の民営化計画の検討	→				

### 4-1 公立幼稚園5園における3年保育の実施

阿武野幼稚園、芥川幼稚園、松原幼稚園、五百住幼稚園、北清水幼稚園の5園において、令和7年度から1号子どもの3年保育を実施します。

### 4-2 阿武野幼稚園等の認定こども園化（公立）

阿武野幼稚園において令和7年度から1号子どもの3年保育を実施するとともに、郡家幼稚園、土室幼稚園を統合し、3～5歳を受け入れる（仮称）阿武野認定こども園として必要な改修を行い、令和8年度から認定こども園化します。

### 4-3 芥川幼稚園の認定こども園化（公立）

令和7年度から1号子どもの3年保育を実施するとともに、3～5歳を受け入れる（仮称）芥川認定こども園として必要な改修を行い、令和8年度から認定こども園化します。

#### 4-4 松原幼稚園等の認定こども園化（公立）

松原幼稚園において令和7年度から1号子どもの3年保育を実施するとともに、高槻幼稚園を統合し、3～5歳を受け入れる（仮称）松原認定こども園として必要な改修を行い、令和9年度から認定こども園化します。

#### 4-5 北清水幼稚園の認定こども園化（公立）

令和7年度から1号子どもの3年保育を実施するとともに、3～5歳を受け入れる（仮称）北清水認定こども園として必要な改修を行い、令和9年度から認定こども園化します。

#### 4-6 磐手保育所の民営化及び認定こども園化

必要な測量及び鑑定を実施した後、幼保連携型認定こども園として事業者を決定し、0～5歳を受け入れる（仮称）磐手認定こども園として令和9年度から民営化及び認定こども園化します。

#### 4-7 五百住幼稚園等の認定こども園化（公立）

五百住幼稚園において令和7年度から1号子どもの3年保育を実施するとともに、津之江幼稚園、玉川幼稚園を統合し、3～5歳を受け入れる（仮称）五百住認定こども園として必要な改修を行い、令和10年度から認定こども園化します。

#### 4-8 川西保育所の認定こども園化（公立）

第1提供区域の核となる認定こども園で、0歳～5歳を受け入れる（仮称）川西認定こども園として必要な改修を行い、令和10年度から認定こども園化します。

#### 4-9 北昭和台保育所の認定こども園化（公立）

第3提供区域の核となる認定こども園で、0歳～5歳を受け入れる（仮称）北昭和台認定こども園として必要な改修を行い、令和10年度から認定こども園化します。

#### 4-10 阿武野保育所の民営化及び認定こども園化

必要な測量及び鑑定を実施した後、幼保連携型認定こども園として事業者を決定し、0～5歳を受け入れる（仮称）阿武野認定こども園として令和10年度から民営化及び認定こども園化します。

民営化について（阿武野保育所、磐手保育所）

磐手保育所については令和9年度から、阿武野保育所については令和10年度からの民営化を予定しており、原則として幼保連携型認定こども園での公募とします。事業者の選定にあたっては、附属機関として民営化認定こども園運営事業者選定委員会を設置して進めていきます。

また、在園児保護者に対しては保護者説明会を開催するなど、民営化に伴う影響等について丁寧な説明に努めるとともに、事業者の決定後は、市と保護者に事業者を加えた三者による協議の場（三者協議会※1）を設置するとともに、民営化の前後には「合同保育※2」や「引継ぎ保育※3」を実施するなど、利用者の立場に立ったスムーズな移行を図っていきます。

（※1）三者協議会

保護者、事業者、市の三者で定期的に協議を行い、必要なことを決めていきます。

（※2）合同保育

移管前に、民間事業者の先生と公立の先生が一定期間合同で教育・保育を行います。

（※3）引継ぎ保育

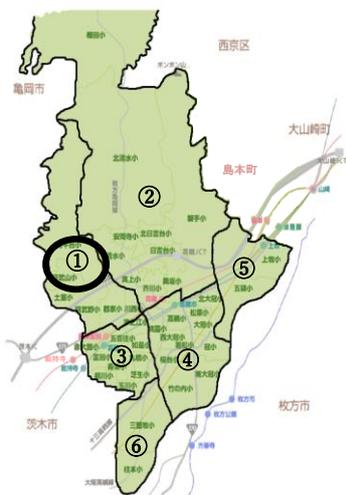
移管後に、元園長など公立の先生が定期的に訪問し、スムーズな引継ぎを図ります。

#### 4-11 その他公立施設の民営化計画の検討

令和5年12月に発表した認定こども園配置数の基本的な考え方に基づき、(仮称) 如是認定こども園（如是保育所を民間認定こども園化）、(仮称) 芝生認定こども園（芝生幼稚園・芝生保育所2施設を統合し、民間認定こども園化）、(仮称) 大塚認定こども園（南大冠幼稚園・大塚保育所2施設を統合し、民間認定こども園化）、(仮称) 春日認定こども園（西大冠幼稚園・春日保育所2施設を統合し、民間認定こども園化）の民営化について検討を行います。

第3次配置計画による施設数への影響について

＜第1区域—JR以北・芥川以西区域＞



令和6年6月現在

- ＜公立幼稚園＞阿武野幼、郡家幼、土室幼
- ＜公立保育所＞阿武野保、川西保
- ＜民間施設＞民間認定こども園4園、民間保育園2園、私立幼稚園なし



第3次配置計画による公立施設の認定こども園化後

- ＜公立認定こども園＞（仮称）阿武野認、（仮称）川西認
- ＜公立幼稚園＞なし
- ＜公立保育所＞なし
- ＜民間施設＞民間認定こども園5園、民間保育園2園、私立幼稚園なし

＜第2区域—JR以北・芥川以東区域＞



令和6年6月現在

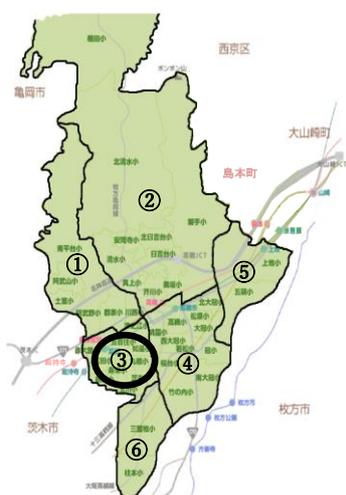
- ＜公立認定こども園＞高槻認
- ＜公立幼稚園＞芥川幼、北清水幼、樫田幼
- ＜公立保育所＞磐手保
- ＜民間施設＞民間認定こども園12園、民間保育所5園、私立幼稚園2園



第3次配置計画による公立施設の認定こども園化後

- ＜公立認定こども園＞高槻認、（仮称）芥川、（仮称）北清水
- ＜公立幼稚園＞樫田幼
- ＜公立保育所＞なし
- ＜民間施設＞民間認定こども園13園、民間保育所5園、私立幼稚園2園

＜第3区域—JR以南・芥川以西区域＞



令和6年6月現在

- ＜公立幼稚園＞芝生幼、玉川幼、津之江幼、五百住幼
- ＜公立保育所＞如是保、北昭和台保、芝生保
- ＜民間施設＞民間認定こども園4園、民間保育所2園、私立幼稚園2園



第3次配置計画による公立施設の認定こども園化後

- ＜公立認定こども園＞（仮称）五百住認、（仮称）北昭和台認
- ＜公立幼稚園＞芝生幼
- ＜公立保育所＞如是保、芝生保
- ＜民間施設＞民間認定こども園4園、民間保育所2園、私立幼稚園2園

＜第4区域—JR以南・芥川以東区域＞



令和6年6月現在

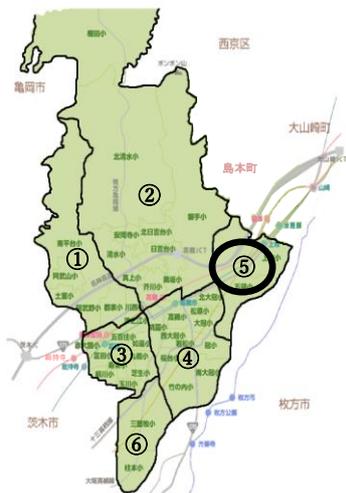
- ＜公立認定こども園＞桜台認
- ＜公立幼稚園＞高槻幼、南大冠幼、西大冠幼、松原幼
- ＜公立保育所＞大塚保、春日保
- ＜民間施設＞民間認定こども園7園、民間保育所4園、私立幼稚園2園



第3次配置計画による公立施設の認定こども園化後

- ＜公立認定こども園＞桜台認、(仮称)松原認
- ＜公立幼稚園＞南大冠幼、西大冠幼
- ＜公立保育所＞大塚保、春日保
- ＜民間施設＞民間認定こども園7園、民間保育所4園、私立幼稚園2園

＜第5区域—五領・上牧区域＞



令和6年6月現在

- ＜公立認定こども園＞五領認
- ＜公立幼稚園＞なし
- ＜公立保育所＞なし
- ＜民間施設＞民間認定こども園1園、民間保育所1園、私立幼稚園なし



第3次配置計画による公立施設の認定こども園化後

(変更なし)

＜第6区域—三箇牧・柱本区域＞



令和6年6月現在

- ＜公立認定こども園＞三箇牧認
- ＜公立幼稚園＞なし
- ＜公立保育所＞なし
- ＜民間施設＞民間認定こども園2園、民間保育所0園、私立幼稚園なし



第3次配置計画による公立施設の認定こども園化後

(変更なし)